公益社団法人埼玉県社会福祉士会
倫理委員会設置規則

規則第10号
2013年6月22日制定

（目的）

第１条　公益社団法人埼玉県社会福祉士会（以下「本会」という。）に、本会会員への苦情を解決するために、本会会員への苦情に対応する手続きに関する規則第６条に基づき倫理委員会を置く。

（委員）

第２条　倫理委員会には、倫理委員会委員（以下「委員」という。）１０名以内を置く。

２　委員は本会会員から、理事会が選任する。

３　前項にかかわらず、理事会は必要に応じて、本会会員以外から委員を選任することができる。

４　理事及び監事は、委員になれない。

５　苦情の申立人又は被申立人となった委員は、当該苦情のあらゆる調査及び審議等に加わることができない。

（委員長）

第３条　委員長は委員の互選により選出する。

（任期）

第４条　委員の任期は２年とし、２回の再任を認める。

（会議）

第５条　委員長は、年に１回、倫理委員会を招集しなければならない。

２　委員長は、苦情申立てがあったとき及び倫理委員の３分の２以上の要請があったとき、その他必要に応じて倫理委員会を開催することができる。

３　倫理委員会は、苦情の調査及び審査について、本会懲戒に関する規則（以下「懲戒に関する規則」という。）第３条を適用しないことを決定したときは、調査員の報告に基づき、当該申立に対する審査を行なう。

４　倫理委員会の進行は、委員長が行なう。

５　倫理委員会の決定は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（事前協議員）

第６条　本会会員に対する、申立の条件を満たした苦情の申し立てが、本会にあったときは、委員長は、直ちに事前協議員３名を委員の中から選任する。

２　委員長が事前協議員を兼ねることを妨げない。

３　事前協議員は、調査の開始又は開始しないことの決定を行なう。

（調査員）

第７条　委員長は、第５条第３項に基づく審議のための調査を行う調査員３名を会員の中から選任する。

２　調査にあたっては、必要に応じて、委員長の要請により、委員以外の本会会員および公益社団法人日本社会福祉士会正会員の会員の協力を要請することができる。

附　則

この規則は、２０１３年６月２２日から施行する。

附　則

この規則は、２０１４年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、２０１７年６月２４日から施行する。

附　則

この規則は、２０１８年６月２３日から施行する。